

はしご車製造請負契約の変更について

はしご車製造請負契約を、次のとおり変更する。

令和 7 年 3 月14日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 変更しようとする製造請負契約
- はしご車製造
- (令和 6 年 6 月24日議決 議会第 3 回議案第54号)

2 契約金額、契約の相手方及び納期

区 分	契約金額	契約の相手方	納 期
はしご車製造	円 269,390,000	松山市大手町一丁目10番地 1 株式会社岩本商会 代表取締役 仙波 誉子	(変更前) 契約発効の日から 令和 7 年 3 月 31 日 まで
			(変更後) 契約発効の日から 令和 7 年 9 月 30 日 まで

- 3 仮契約締結年月日
- 令和 7 年 3 月10日

「参 考」

納期変更の理由

車両のベースとなるシャーシに係る法令が改正され、国土交通省の認可の取得に不測の日数を要したため、契約期間を延長しようとするもの。